

議第四十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表三の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項1イ及びロ中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同表四の項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同項備考中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同表十二の項の次に次のように加える。

十二の二 法 第五十二条 第六項第三 号に規定す る建築物の 容積率に係 る制限の特 例の認定の 申請に対す る審査	建築物 容積率 制限特 例認定 申請手 数料		一件に つき	一七、〇〇〇
---	---------------------------------------	--	-----------	--------

別表第一二の表十八の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同表二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二	高度地		一件に	一六〇、〇〇〇
-------	-----	--	-----	---------

法第五十八 条第二項に 規定する高 度地区内に おける建築 物の高さに 係る制限の 特例の許可 の申請に対 する審査	区内建 築物高 さ制限 特例許 可申請 手数料				つき
---	--	--	--	--	----

別表第二十八の三の表一の項２イ中「住宅」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。）第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）」を加え、「三六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同項２ホ中「二」を「へ」に改め、同項２中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、同項２ロ中「住戸部分」の下に「（ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。）」を加え、同項２中ロをニとし、同項２イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（イに掲げる住宅を除く。）	一件につき	三六、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ(2)及びロ (2)に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの 一件につき	一八、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき	三四、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの 一件につき	四九、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの 一件につき	七一、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの 一件につき	一〇六、〇〇〇

申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一六〇、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	二二八、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	二九五、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	三三六、〇〇〇

別表第一十八の三の表二の項２イ中「住宅」の下に「(省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)」を加え、「一九、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項２ホ中「二」を「へ」に改め、同項２中ホをトとし、二をへとし、ハをホとし、同項２ロ中「住戸部分」の下に「(ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。)」を加え、同項２中ロをニとし、同項２イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅(イに掲げる住宅を除く。)	一件につき	一九、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一〇、〇〇〇
申請戸数が一のもの	一件につき	一八、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	二七、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	八九、〇〇〇

	もの		
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	一六四、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	一八五、〇〇〇

別表第一十八の三の表備考第三号中「イの額の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、イ又はロの額の欄」を加え、「ニ又はホ」を「へ又はト」に改め、同表備考第四号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、同表備考第五号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、「ニ又はホ」を「へ又はト」に改める。

別表第一十八の四の表一の項1イ中「平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。」を削り、同表二の項2イ中「住宅」の下に「(省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）」を加え、「三六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同項2ホ中「ニ」を「へ」に改め、同項2中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、同項2ロ中「住戸部分」の下に「(ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。）」を加え、同項2中ロをニとし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（イに掲げる住宅を除く。）	一件につき	三六、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	申請戸数が一のもの 一件につき	一八、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき	三四、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの 一件につき	四九、〇〇〇

申請戸数が十を超える二十五以下のもの	一件につき	七一、〇〇〇
申請戸数が二十五を超える五十以下のもの	一件につき	一〇六、〇〇〇
申請戸数が五十を超える百以下のもの	一件につき	一六〇、〇〇〇
申請戸数が百を超える二百以下のもの	一件につき	二二八、〇〇〇
申請戸数が二百を超える三百以下のもの	一件につき	二九五、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	三三六、〇〇〇

別表第一十八の四の表三の項２イ中「住宅」の下に「(省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)」を加え、「一九、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項２ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同項２中ホをトとし、ニをヘとし、ハをホとし、同項２ロ中「住戸部分」の下に「(ハに掲げる住宅の住戸部分を除く。)」を加え、同項２中ロをニとし、同項２イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅(イに掲げる住宅を除く。)	一件につき	一九、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		
申請戸数が一のもの	一件につき	一〇、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	一八、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	二七、〇〇〇
申請戸数が十を超える二十五以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇

もの	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
もの	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	八九、〇〇〇
もの	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
もの	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	一六四、〇〇〇
もの	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	一八五、〇〇〇

別表第二十八の四の表四の項1中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同項2イ中「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同項2ハ中「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同表備考第七号中「イの額の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、イ又はロの額の欄」を加え、「ニ又はホ」を「へ又はト」に改め、同表備考第八号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、同表備考第九号中「ロの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」を、「ハの区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄」を加え、「ニ又はホ」を「へ又はト」に改める。

附 則

この条例中別表第二十八の三の表の改正規定及び別表第二十八の四の表の改正規定は公布の日から、別表第二二の表の改正規定は令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物容積率制限特例認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。